

◆桐生市・川崎市調査委員会の違い

2011.11.19 ジェントルハートプロジェクトシンポジウム

	上村明子さん（小6・12）の場合	篠原真矢(まさや)くん(中3・14)の場合
事件概要	2010年10月23日、群馬県桐生市の市立新里東小学校の上村明子さん（小6・12）が自宅で、母親のために編んだマフラーで首吊り自殺。	2010年6月7日、神奈川県川崎市多摩区の市立中学校の篠原真矢(まさや)くん(中3・14)が、自宅トイレで硫化水素自殺。 遺書に「先立つことをどうかお許し下さい。友達をいじめから助けられなかった。14年間生きていて楽しかった」などと、4人の実名をあげていじめを告発していた。
それまでの経緯	小学校4年生で愛知県から転校。4年生時からいじめがあった。5年生のとき、授業参観に訪れたフィリピン人の母の容姿について悪口を言われたり、「汚い」「近寄るな」と言われるなどのいじめを受けていた。 クラス替えをした6年生になっても、無視をされる、仲間はずれにされるなどのいじめを受け、9月中旬からは給食をひとりで食べるが多くなり、休みがちだった。 10/21の社会見学に参加した折、同級生に「こんなときだけ来るのか」と言われ、ふさぎこんでいた。 両親は6年生になってから10回以上、学校側にいじめを訴えていた。	中学2年生のとき、真矢くんの友人のFくんが、同じ野球チームに所属配している2人を中心とする計4人の男子生徒からいじめられる。Fくんをかばった真矢くんもいじめの対象になる。 Fくんへのいじめを真矢くんは母親に相談し、母親は3年生4月の家庭訪問時に、担任に伝えた。 真矢くんは、3年生時はいじめられなくなったが、他の生徒へのいじめが続いていたことから、加害生徒のうち1人の教科書をカッターナイフで切る。担任の聞き取りに当初は否定していたが数日後に認め、教科書を弁償、謝罪する。
自殺後の学校・教委の対応	いじめがあったことは認めるが、自殺との因果関係は「わからない」とする。	遺族が、真相の究明と、Fくんの保護、加害生徒への指導を要望するが、進展しない。
第三者委員会の設置	2010年11月 桐生市教育委員会の委員長が、「再発防止のため、さまざまな角度からさらなる調査が必要」と明言。学校の調査結果を踏まえて明子さんの自殺といじめの因果関係などの調査を深める意向を示し、第三者の調査委員会を設置する方針を決める。	2010年6月中旬 学校と市教委が、「本事案に関する調査を、公平、客観的、中立的に行うために、調査委員会を設置。 設置目的：次の目的に基づく情報収集を行うに際し、その調査方法や調査結果の考察に関して意見を述べるとともに、本事案が発生するに至る事実関係を調査する。 ①中学3年生男子の死亡に関する背景等について ②在校生の心のケアに関する体制について ③再発防止に向けた学校の指導体制について

発足とメンバー	2010年12月、弁護士や精神科医ら5人の委員による第三者委員会が発足。新井博委員長(弁護士)以外のメンバーは、「公平中立な調査」を理由に、氏名は非公開。後日、報告書提出の記者会見の折(2011年3月)に、他のメンバーの氏名、所属、役職を公表。	2010年6月15日、学校3名、保護者3名、地域2名、市教委2名、有識者1名の合計11名の委員。氏名は非公開。 (1度だけ会議で、遺族とメンバー全員が顔をあわせる)
経過と調査内容	2010年12月8日から12回集まり、市側の資料や学校関係者らへの聞き取りなどを通じて調査を進めた。 遺族は委員の氏名や第1回の会議が非公開だったことから不信感を募らせ、調査への協力を拒む。 両親への聴き取りはしていない。	6月15日から9月9日までに、計9回の調査委員会会議を実施。 事実認定の判断材料 ・在籍生徒延べ73人による聞き取り ・他校生4名からの聞き取り ・教員22名からの調査用紙による調査 ・教員18名からの聞き取り ・遺族からの聞き取り ・保護者、地域住民等8名からの情報 ・亡くなった生徒が残した文書(遺書、遺言、メモ、手紙、メール、授業作品等)
報告書と遺族への報告	A4用紙で28頁。2011年3月29日付けで市に郵送。 報告書について第三者委員会は公表する範囲は市側で適正に判断するよう要望。このため市は、市の 代理人弁護士※1 が要約したA4版2枚の概要だけを公表し、遺族が依頼した弁護士にも同じものを渡す。	毎週、委員が進捗状況を遺族に報告。 7月24日、遺族に中間報告。真矢くんへのいじめの内容が明らかにされる。 A4用紙で48枚。生徒名は記号化。公表前に表現を当事者が確認。遺族や生徒の保護者らに報告書の全文を公表。
結論	2011年3月 いじめと自殺の因果関係を一部認める。 いじめのほか、明子さんの家族環境なども自殺を決意させた要因として指摘。	2010年9月4日 4人の生徒を含め、真矢くん周辺の一部の生徒からの「いじめ」があったと認定。 自殺の外的要因として「いじめ」があったことを認める。 学校体勢の問題点について、言及。
文科省の統計※2	自殺原因は、「不明」に分類。	自殺原因は、「いじめ」に分類。
その後	2010年12月 調査委員会の調査報告を待たずに、市と県を 民事裁判※3 で提訴。	

※1 市の代理人弁護士は、※3 民事訴訟の被告代理人弁護士と同じ。

※2 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の「自殺した児童生徒が置かれていた状況」(複数回答可。自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、保護者や他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目全て選択するものとして調査)